

蒲郡市住居確保給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定される生活困窮者住居確保給付金を支給する事業（以下「本事業」という。）に関して、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、次の各号のいずれかに該当することにより経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

- (1) 離職又は自営業を廃止した場合
- (2) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が前号の場合と同程度の状況にある場合

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 規則に定める、期間の定めがない労働契約又は6か月以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 住宅確保給付金基準額 世帯人員及び厚生労働大臣が自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額とする。
- (3) 家賃額 支給対象者が賃借する賃貸住宅の1か月当たりの家賃額をいい、共益費、管理費等の費用は含まないものとする。ただし、前号の住宅確保給付金基準額を上限とする。
- (4) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をい

う。

- (5) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(事業の実施機関)

第4条 本事業の支給審査及び支給決定等の支給事務は、蒲郡市が実施するものとし、その区域は蒲郡市とする。

2 本事業の実施による住居確保給付金支給申請の受付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規に住宅を賃貸する者にあつては、新たに居住する所在地で行うものとする。

(2) 現に住宅を賃借している者にあつては、現居住地で行うものとする。

3 前項の支給申請に係る審査、決定、支給の事務及び自立相談員の配置は、蒲郡市健康福祉部福祉課が行うものとする。

(支給対象者)

第5条 支給対象者は、支給申請時に、次のいずれにも該当する生活困窮者とする。

(1) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。

ア 第2条第1号に規定する場合 申請日において同号に該当した日から2年以内である者

イ 第2条第2号に規定する場合 申請日の属する月において、同号に規定する状況にある者

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。

ア 第2条第1号に規定する場合 同号に該当した日において、自ら就労等により収入を得て、その属する世帯の生計を主として維持していた者（同号に該当した日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては生計を主として維持している者となっている者を含む。）

イ 第2条第2号に規定する場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者

(3) 公共職業安定所、無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団

体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

(4) 第2条で規定する事由により経済的に困窮し、住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること。この場合において、支給申請者及び支給申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこと。

(5) 申請日の属する月における、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が、次のアに定める「基準額」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。ただし、申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職、失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入基準額に該当することについて、提出資料等により支給申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。

ア 基準額は、市の条例において定められる市民税の均等割の非課税限度額× $1/12$ とする。

イ 収入要件に関しては、次の(ア)から(オ)までの事項に留意すること。

(ア) 収入とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とする。この場合において、借入金については収入として算定しない。

(イ) 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。

(ウ) 雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付については収入として算定する。

(エ) 同一の世帯に属する者とは、同居しており、かつ、生計を一とする親族をいう。この場合において、親族の範囲は、民法第725条に規定する6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に加え、法律上保護される内縁関係にある者も含むこととする。

(オ) 未成年かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。

- (6) 申請日における、支給申請者及び支給申請者と同一世帯の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。
- (7) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、支給申請者及び支給申請者と生計を同一にする同居の親族が受けていないこと。
- (8) 支給申請者及び支給申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（就職活動要件）

第6条 支給対象者は、支給期間中に、次に掲げる常用就職に向けた就職活動（第2条第2号に該当する者にあつては、第1号に掲げる常用就職に向けた就職活動に限る。）を行う者とする。

- (1) 月1回以上、市の面接等の支援を受けること。
 - (2) 月1回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- 2 原則として支給対象者には、住居確保給付金の支給申請を受けて、市より支給対象者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定されるものとする。
- 3 前項のアセスメントにおいては、支給対象者の離職理由、離職期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択するものとする。
- 4 支給対象者は、市において策定されたプランに基づき、次の(1)及び(2)に掲げるとおり、誠実かつ熱心に就職活動等を行うものとする。
- (1) 自らの就職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合及び市の就労支援員の支援を利用する場合は、プランに基づき第1項の就職活動等を誠実かつ熱心に行うこと。
 - (2) 就労訓練事業を利用する場合についても、原則としてこれらの事業をプランに基づき利用しながら、第1項の就職活動を行うこととするが、アセスメント

において、就職活動を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間第1項の就職活動を留保することができることとする。ただし、就職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは就職活動を誠実かつ熱心に行うこととする。

(支給額等)

第7条 住居確保給付金の支給額は、月ごとに家賃額を支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

- (1) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 支給申請者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額
 - (2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と支給申請者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額
- 2 前項第2号により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。ただし、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。
- 3 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は、住宅扶助基準額以下の家賃のものに限る。
- 4 住居喪失のおそれのある者については、住宅扶助基準の額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準額が上限となり、自己負担分が発生すること。
- 5 一定額以上の収入がある場合、第1項第2号に基づき家賃額の一部支給となるが、一定額まで収入が下がった時点で変更申請することにより家賃額満額の支給を可能とする。

(支給期間等)

第8条 住居確保給付金の支給期間は、3か月間を限度とする。

2 住居確保給付金の支給開始月は、次のとおりとする。

- (1) 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の賃料相当分から支給を開始する。
- (2) 現に住宅を賃借している者にあつては、支給申請日の属する月に支払う家賃

相当分から支給を開始する。

- 3 住居確保給付金は、申請日以降の家賃額を支払うものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

(支給方法)

第9条 住居確保給付金の支給は、市から月ごとに支給するものとし、直接住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むものとする。ただし、公営住宅に限り貸主の発行する納付書等での代理納付を認めるものとし、その取扱いとは別に定める。また、受給者がクレジットカードを使用する方法により居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であって、これを市が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(関係機関との連携等)

第10条 市は、支給対象者の状況等について情報共有するなど、公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

- 2 市は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、貸付を受けている者については社会福祉協議会等の関係機関等に決定通知書の写しを送付して情報提供する。

(面接相談等)

第11条 市は、相談者に対し、住居確保給付金の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による貸付け事業等の関係事業の概要を説明するものとする。

- 2 市は、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促すこと。ただし、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに支給が可能とし、事後的に支援調整会議に報告する必要があること。

- 3 市は、受給希望者に対して、支給対象者の要件、手続きの流れ等を説明するものとする。

(支給申請の受付)

第12条 市は、受給希望者に対して、「住居確保給付金申請時確認書」(第1号様式)を丁寧に説明し、説明事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、書面での同意をとるものとする。

- 2 市は、受給希望者に対し、「住居確保給付金支給申請書」（第1号様式の2）への必要事項の記載等を助言するものとする。
- 3 受給希望者は、申請書に根拠書類等を添えて、市に提出するものとする。
- 4 市は、次条第1号に定める本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付けること。ただし、証拠書類等が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示するものとする。
- 5 市は、提出された申請書に受付印を押印し、支給申請者にその写しを交付するとともに、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式）」、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書（第2号様式の2）」を配布するものとする。

（証拠書類等）

第13条 支給申請者が提出する証拠書類等は次の(1)から(4)までの書類とする。

- (1) 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）のうちいずれかの写し
- (2) 離職関係書類 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- (3) 収入関係書類 支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- (4) 金融資産関係書類 支給申請者及び支給申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

（公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策による給付等利用状況の確認）

第14条 市は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みを行っていない支給申請者に対し、申込みを指示するものとする。

- 2 支給申請者は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口から交付を受けた、求職申込み・雇用施策利用状況を確認する書類「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式1）」を市に提出するものとする。（追加提出書類1）
- 3 追加提出書類1は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口から誘導された者については、不要とする。

（住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整）

第15条 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる内容のとおり行うものとする。

(1) 申請者が住居喪失者の場合

ア 市は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産媒介業者の情報を提供するなど、住宅確保のための支援を行う。

イ 支給申請者は、不動産媒介業者等に、「住居確保給付金支給申請書」の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、本給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

ウ 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項を記載して、申請者に交付する。

エ 申請者は、交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を市に提出する。(追加提出書類2-1)

(2) 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

ア 支給申請者は、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対し、「住居確保給付金支給申請書」の写しを提示して、必要事項を記載した「入居住宅に関する状況通知書」の交付を受ける。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」を市に提出する。(追加提出書類2-2)

(審査)

第16条 市は、審査可能な申請書類を一式そろえた上で、住居確保給付金の支給を審査するものとする。

2 市は、提出された申請書、証拠書類第1号から第4号まで及び追加提出書類1、2に基づき、支給申請の審査を行うものとする。

3 収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第16条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主に対し報告を求めることができる。この場合において、法第16条に基づく資料提供、報告を依頼する書類「資料提供・報告依頼書(参考様式2)」に、当該事項についての申請者の同意を含む申請書の写しを添付し、依頼をする。

4 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、市は「住居

確保給付金支給対象者証明書（第3号様式）」を交付するものとする。

5 市は、「住居確保給付金支給対象者証明書」を申請者に交付するものとする。この場合において、住居喪失者である場合は「住宅確保報告書（第4号様式）」の用紙を配布するものとする。

6 審査の結果、本給付の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、市は申請者に「住居確保給付金不支給通知書（第5号様式）」を交付し、不動産媒介業者等にも不支給の旨連絡を入れるものとする。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第17条 住宅喪失者は、「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、審査の結果交付された「住宅確保給付金支給対象証明書」を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。

2 前項の賃貸借契約を締結する際、総合支援資金貸付（住居入居費）の借入申し込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある、その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。

3 住居喪失者は、住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住宅確保報告書」を市に提出するものとする。（追加提出書類3）

（支給決定等）

第18条 支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90条）の保護の対象となる賃貸借契約書又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。ただし、再支給においては、「住居確保給付金の再支給に係る手続きについて」（令和3年2月1日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）のとおり、一定要件の下、賃貸借契約の写しの提出を不要とする。

2 市は、支給決定後、「住居確保給付金支給決定通知書（第6号様式）」を交付するものとする。

3 市は、「住居確保給付金支給決定通知書」を申請者に交付し、受給者に対し、次のとおり指導するものとする。

- (1) 改めて受付時説明事項を説明し、実行を指導する。
 - (2) 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。
 - (3) 総合支援資金貸付（生活支援費）の申請をしている者は、社会福祉協議会に決定通知書の写しを提出すること。
 - (4) (3)にあわせて、「常用就職届（第7号様式）」、公共職業安定所における職業相談を確認する書類「職業相談確認票（参考様式3）」及び受給中の就職活動状況を確認する書類「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式4）」の用紙を配布すること。
 - (5) 市は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、貸付を受けている者については、社会福祉協議会等の関係機関に、決定通知書の写しを送付して、情報提供するものとする。
 - (6) 市は、必要に応じて住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うものとする。
- (常用就職及び就労収入の報告)

第19条 常用就職及び就労収入の報告は、次の各号のとおり行うものとする。

(1) 常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は「常用就職届」を市に対し提出すること。（追加提出書類4）

(2) 就労収入の報告

前号による報告を行った者は、報告を行った月以降、市に対し収入額を確認することができる書類を、毎月提出すること。

(支給額の変更)

第20条 本給付受給期間中の支給額の変更は原則行わないが、次の各号に掲げる場合に限り、受給者から変更申請があった場合、支給額の変更を行うものとする。

(1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

(2) 家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、住居確保給付金収入限度額を下回った場合

(3) 借り主の責によらず転居をせざるを得ない場合又は市の指導により市内での転居が適当である場合

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、市は、変

更申請者に対し「住居確保給付金支給変更申請書（第8号様式）」を提出させ（追加提出書類5）、それに基づき変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書（第8号様式の2）」を受給者に交付した上で、支給額を変更することとする。
（支給の停止）

第21条 本給付の受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、本給付の支給を停止し、国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、本給付の支給を再開する。ただし、支給期間は通算して第23条第1項のとおりとする。

2 支給停止の手続き等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、市に対して「住居確保給付金支給停止届（第9号様式）」を提出する。（追加提出書類6）
- (2) 市は、当該受給者に対して「住居確保給付金支給停止通知書（第9号様式の2）」を交付する。
- (3) 市は、当該受給者に対し「住居確保給付金支給停止通知書」を交付する。
- (4) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時まで「住居確保給付金支給再開届（第9号様式の3）」を市に提出する。（追加提出書類6）
- (5) 市は、当該受給者に対して「住居確保給付金支給再開通知書（第9号様式の4）」を交付する。

（支給の中止）

第22条 次の各号のいずれかに該当した場合、住居確保給付金の支給を中止する。

- (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合。
- (2) 支給決定後、第6条第1項による就職活動を怠る者については、原則として当該事実を確認した日の属する月の家賃相当分から支給を中止する。
- (3) 住居確保給付金受給者が、常用就職し、就労に伴い得られた収入が中止基準額（住居確保給付金収入限度額に家賃額を加算した額）を超えた場合は、中止基準額を超える収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止し、その報告を怠った場合も支給を中止できる。ただし、収入に変動がある場合等1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから、支給の中止を判断することができる。
- (4) 支給決定後、住宅から退去した者（借り主の責によらず転居せざるを得ない

場合又は市の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く) については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

- (5) 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった者については、直ちに支給を中止する。
- (6) 支給決定後、住居確保給付金受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合は、直ちに支給を中止する。
- (7) 支給決定後、住居確保給付金受給者又は受給者と生計を一にする同居の親族が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- (8) 住居確保給付金受給者が生活保護を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- (9) 上記のほか、住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた時は中止する。

2 市は、前項第1号から第9号により支給を中止した場合には、対象者に対して「住居確保給付金支給中止通知書(第10号様式)」を交付することとする。

(住居確保給付金の支給期間の延長等)

第23条 支給期間中に常用就職ができなかった場合であって、第6条第1項に規定する就職活動を誠実に継続していたときには、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。ただし、第5条第1項(第1号を除く。)の支給要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第7条第1項によって算出される金額とする。

2 受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請時と比べて世帯人員に変更がない場合

支給期間の最終月(以下「最終の月」という。)の末日(前条により中止される場合を除く。)までに「住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)(第11号様式)」を市に提出するものとする。(追加提出書類7)

(2) 申請時と比べて世帯人員に変更がある場合

最終の月の末日(前条により中止される場合を除く。)までに「住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)(第11-2号様式)」を市に提出するものとする。

3 市は、当該者が受給期間中に就職活動を誠実に行っていたか、第5条第1項(第

1号を除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記第1項による延長等の要件を満たすと判断された者に対して延長等の決定を行い、「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再/再々)延長)(第12号様式)」を交付することとする。なお、第23条第2項第1号に該当する者については、審査を簡略化するため、収入や資産の添付書類を求めず、住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)」の記載の内容をもって、「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再/再々)延長)」を交付する。

(再支給)

第24条 本給付金の支給を受けて常用就職した後に、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)又はその他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合、第5条各号に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第7条に規定する支給額等、第8条に規定する支給期間等により、本給付金を再支給することができるものとする。ただし、従前の本給付金受給中に第22条の給付金の不支給項目に該当したことにより中止となった者(第22条第3項を除く。)には再支給することができないものとする。

2 市は、再支給に係る申請を受け付ける際には、申請者に対し、従前の支給終了後(過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいう。)に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。過去に複数回離職している場合は、直前の離職をいう。)されたことについて、「住居確保給付金申請時確認書」により誓約させるものとする。

(不適正受給への対応)

第25条 市は、本給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について徴収することができる。

2 犯罪性のある住居確保給付金の不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

(不正受給防止のための取組)

第26条 市は、不正受給防止のため次の取組を行うものとする。

(1) 市は、申請を受け付ける際、最低限本人確認書類の写しは必ず提出させること。

(2) 市は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場

合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止することができること。

- (3) 住居喪失者に対しては、原則として支給決定後に住民票の提出を求めること。
- (4) 市においては、必要に応じ住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止すること。
- (5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに本庁を經由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と共有すること。

(暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第27条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書」及び「入居予定住宅に関する状況通知書」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書」及び「入居予定住宅に関する状況通知書」を受理しないものとする。

2 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

(8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

(9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

2 本給付の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止するものとする。

(細則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(令和2年度の住居確保給付金の支給期間の延長等の特例)

2 令和2年度中に新たに支給申請をした者は、第23条第1項本文の規定にかかわらず、支給期間中に常用就職ができなかった場合であって、第6条第1項に規定する就職活動を誠実に継続していたときには、申請により、3か月を限度に支給期間を3回まで延長することができる。この場合において、同条第2項中「延長又は再延長」とあるのは、「延長、再延長又は再々延長」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置)

3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第24条の規定にかかわらず、住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和3年3月8日から令和5年3月31日までの間に住居確保給付金の支給を申請したもの（住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された者を除く。）が、第5条のいずれにも該当する者であるときは、3か月間住居確保給付金を支給することができる。

4 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年12月15日から令和5年3月31日までに住居確保給付金の支給を申請した者については、

当該申請に係る支給期間中は、第5条第7号及び第21条の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、改正後の第2条、第5条、第6条及び第24条の規定は、同年4月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月13日から施行し、同年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、令和2年6月の月分の生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中(3か月を上限とする。)の生活困窮者住居確保給付金についても適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。